家庭数配付

令和８年 10 月

コーディネーターだより 第４号

みんなの「大切」を守るために:持ち物の管理と思いやりについて

夏休みが終わり、素敵な工作や自由研究が展示されました。子どもたちも興味津々で作品を鑑賞していました。しかし、大変残念なことに一部の作品が壊れたり、紛失したりすることがありました。丹精を込めた思い出の詰まった作品がそのようになってしまい、作った人はとても悲しい思いをしています。このことは全学級で子どもたちに知らせ、指導を行いました。

今回のように児童の作品が破損、紛失してしまうことについて、学校として非常に重く受け止めています。他にも、４月から教室で学習用具や個人持ち物へのいたずらや紛失がいくつかありました。これらは単なる「物の紛失」に留まらず、子どもたちの安心感や、友達との信頼関係に関わる大切な問題です。

学校として以下のような指導を今後も徹底・継続していきます。

１.「人の物を大切にする」学級指導の継続

「友達の物は、その人が大切にしている物」「勝手に触ったり、持っていったりしてはいけない」など、「物を大切にするということは、人を大切にするということ」と人権意識に絡めた指導を継続していきます。

２. 児童一人ひとりの持ち物の管理意識の向上

自分の持ち物の後片付けを必ずする。移動教室の時に机の上に物を出しっぱなしにしない。華美な文房具や、学習に不必要な物を持ってこないなどの「物の管理方法」について日常的に声をかけ、トラブルが起きにくい環境整備に努めていきます。

つきましては、ご家庭におかれましても話題にしていただき、お子さんと考える機会を持っていただけると幸いです。

ご家庭での確認していただきたいこと

１. 持ち物には必ず記名をお願いします

無記名の物が、学校の落とし物コーナーにたくさん届いています。記名してあれば手元に返すことができます。

２. 学習に必要のない物は、学校に持ってこない

例えば、華美な文房具や、たくさんのカラーペンなど。「学習に必要のない物を持ってこない」は学校の約束です。また、「他の人が羨ましいと思う物を持ってこない」ことは、トラブルの抑制にもなります。

３. ご家庭で買い与えていない物を持っていないか確認する

お子さんに任せきりにせず、時々は持ち物の確認をしてください。ご家庭で買い与えていない物を持っていたら「どうしたの？」と聞いてください。学校では物の貸し借りや、あげる、もらう行為はしないよう指導しています。物への執着が止められず、万引きまで行動がエスカレートしてしまう事例もあります。

学校は、子どもたちが安心して自分の成果や思いを表現し、互いに認め合える場所でなければなりません。子どもたち一人ひとりが「自分の物も人の物も大切にする心」を持てるよう、ご家庭と学校が手を取り合っていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。